

自己資本の構成に関する開示事項（平成 29 年 3 月末自己資本比率・速報値）

【連結】

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	平成 29 年 3 月末		平成 28 年 12 月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	775,050		776,976	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	566,050		556,980	
1c	うち、自己株式の額（ ）	52,219		47,207	
26	うち、社外流出予定額（ ）	5,983		-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	423		383	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	95,274	23,818	70,679	47,119
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	870,748		848,039	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	6,081	1,520	4,487	2,991
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外のものの額	6,081	1,520	4,487	2,991
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	516	129	373	248
12	適格引当金不足額	29,671	7,417	21,235	14,157
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	39	9	29	19
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	28	7	22	15
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	3,657	914	1,897	1,265
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-

22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額		-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関するものの額		-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額		-	-	-	-
27	その他 Tier1 資本不足額		3,287		6,089	
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		42,248		33,390	
普通株式等 Tier1 資本						
29	普通株式等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)		828,499		814,649	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		-	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-	
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		-		-	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		-		-	
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額		-		-	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		431		1,009	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額		431		1,009	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		431		1,009	
その他 Tier1 資本に係る調整項目						
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		3,718		7,098	
	うち、適格引当金不足額		3,708		7,078	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		9		19	
42	Tier2 資本不足額		-		-	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		3,718		7,098	
その他 Tier1 資本						
44	その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)		-		-	
Tier1 資本						
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)		828,499		814,649	

Tier2 資本に係る基礎項目					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	50,000		50,000	
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		-	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		-	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	348		123	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	348		123	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-	
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	16,098		31,949	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	16,098		31,949	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	66,447		82,072	
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	1,181	295	642	428
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,711		7,081	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	2		3	
	うち、適格引当金不足額	3,708		7,078	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	4,893		7,723	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	61,553		74,348	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	890,053		888,997	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	3,949		6,729	
	うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。）に係る額	2,188		4,307	
	うち、自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）に係る額	22		47	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	1,738		2,374	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	6,547,655		6,502,976	

連結自己資本比率					
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.65		12.52	
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.65		12.52	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.59		13.67	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	85,043		85,282	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	8,779		8,512	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	348		123	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	704		746	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	33,763		32,962	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	15,000		18,000	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼル に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

【単体】

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成 29 年 3 月末		平成 28 年 12 月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	723,303		726,664	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	514,303		506,668	
1c	うち、自己株式の額()	52,219		47,207	
26	うち、社外流出予定額()	5,983		-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	423		383	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	91,656	22,914	68,131	45,420
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	815,383		795,179	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5,978	1,494	4,411	2,940
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	5,978	1,494	4,411	2,940
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	516	129	373	248
12	適格引当金不足額	39,906	9,976	28,829	19,219
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	39	9	29	19
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	414	103	350	233
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	28	7	22	15
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	3,540	885	1,584	1,056
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-

27	その他 Tier1 資本不足額	4,566		8,620	
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	53,957		43,475	
普通株式等 Tier1 資本					
29	普通株式等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	761,426		751,704	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	-	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-		
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	431		1,009	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	431		1,009	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	431		1,009	
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	4,998		9,629	
	うち、適格引当金不足額	4,988		9,609	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	9		19	
42	Tier2 資本不足額	-		-	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	4,998		9,629	
その他 Tier1 資本					
44	その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	-		-	
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	761,426		751,704	
Tier2 資本に係る基礎項目					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	50,000		50,000	
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	6		6	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	6		6	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-	
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	15,171		29,989	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	15,171		29,989	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	65,177		79,996	

Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	1,273	318	602	401
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	4,990		9,612	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	2		3	
	うち、適格引当金不足額	4,988		9,609	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	6,263		10,215	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	58,914		69,781	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	820,340		821,485	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	3,871		6,416	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)に係る額	2,150		4,231	
	うち、前払年金費用に係る額	143		325	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)に係る額	22		47	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	1,555		1,811	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	6,292,968		6,260,019	
自己資本比率					
61	普通株式等 Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	12.09		12.00	
62	Tier1 比率((ト)/(ヲ))	12.09		12.00	
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	13.03		13.12	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	78,098		78,514	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	3,409		3,314	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	6		6	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	236		292	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	33,476		32,689	

資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	15,000		18,000	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

(注) 1. 上記は、平成26年金融庁告示第7号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「バーゼル」に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)における開示様式に記載された項目番号です。